

(別表第2) 協力団体等の基準

- 1 団体等の所在地及び動物の飼養場所は、大阪府内に存在し、その代表者は府内に在住する成人であること。ただし、次の各号すべてに該当する場合は、その限りではない。
 - (1) 団体の活動拠点（連絡窓口・支部等）及び動物の飼養場所が府内に存在すること。
 - (2) その活動拠点の責任者は、府内に在住する成人であること
 - (3) その活動拠点の責任者は、実施者が当該団体等に対して実施する譲渡活動について、すべての任に当たること。
- 2 動物を適正に一時飼養できる施設を有し、多頭飼育、鳴き声、臭気、衛生面等で周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがないと判断されること。
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律及び環境省令で定める第二種動物取扱業の届け出等、譲渡活動に係る法令を遵守していること。
- 4 団体の場合は、原則、規約、役員名簿、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面、団体の活動に賛同し、団体の飼養施設とは別の施設において動物の飼養を行う者（以下「一時飼養会員」という。）の名簿を提出すること。
- 5 個人の場合は、原則、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面を提出すること。
- 6 6カ月毎に実施者へ飼養状況報告書（様式第7号の1から6までのいずれか）により、飼養動物の数を報告すること。
- 7 別表第1の1から3までのいずれかの基準を満たさない者への譲渡及び他の団体等への再譲渡を行わないこと。譲渡後は、譲渡報告書（様式第6号）を提出すること。
- 8 譲渡した動物を営利またはそれに類する目的に使用しないこと。
- 9 団体等の代表者又は活動拠点の責任者及び一時飼養会員は、実施者が実施する講習会を受講できること。
- 10 不妊去勢手術等、動物の確実な繁殖制限措置がとれること。
- 11 大阪府又は大阪市から、動物を譲り受けている協力団体であることを、名刺・ホームページ等で広報しないこと。また、募金・物資の援助等の手段に用いないこと。
- 12 実施者から知り得た動物の情報を、譲渡活動の目的以外で他の団体や個人に提供しないこと。
- 13 「譲渡申込み及び誓約書」（様式第3号の4）の内容を理解し、遵守すること。
- 14 関係法令を遵守するとともに、実施者の指導に従い、調査及び事業等に協力すること。
- 15 上記のほか、実施者が必要と認める次の条件を満たしていること。
 - (1) 実施者の施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入り口以外からの出入りの禁止等、職員の施設管理上の指示を遵守すること。
 - (2) 実施者の施設内において、動物の放棄希望で来所した者と動物の個別取引をしないこと。
 - (3) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為がないこと。
 - (4) その他、実施者との信頼関係を維持できないと認められるような行為がないこと。